第７号様式（第９条関係）
（その１）

広島県選挙管理委員会 受付 26.3.10 時分

収　支　報　告　書

（平成 25 年分）

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 特定パーティー開催団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
レ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
レ 無
公職の種類
届出者氏名

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
レ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類　参議院議員（候補者等）
公職の候補者氏名　佐藤公治

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

（ふりがな）　さとうこうじこうえんかい

1. 政治団体の名称　佐藤公治後援会

2. 主たる事務所の所在地　広島県尾道市久保２丁目２６番２号

3. 代表者の氏名　吉田大造

4. 会計責任者の氏名　安保忠徳

事務担当者の氏名　島田文子

（電話）　0848-37-2100

団体コード	届出年月日	年分
4 3 0 3 0	19 26 03 31 24	25 26 25

確認事項	チェック	確認事項	チェック
名寄せの有無	(有)・無	提出団体リスト消込	✓
資産の有無	有・(無)		
台帳への記入			

（その２）

収　支　の　状　況

11				15
1	0	0	0	0

１．収支の総括表

	16		18	87	98
（１）収入総額　（①+②）	0	1	0	1,146,511 円	
①（前年からの繰越額）	0	2	0	146,362	
②（本年の収入額）	0	3	0	1,000,149	
（２）支出総額	0	4	0	1,082,425	
（３）翌年への繰越額　（(1)－(2)）	0	5	0	64,086	

11				15
1	1	0	0	0

２．収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	16		18	87 金額 98	126 員数 134
	0	1	0	円	人

11				15
1	1	0	1	0

（２）寄附

ア　寄附の区分（イを除く）	16	RBC No.	18	87 金額 98	備考
（ア）　個人からの寄附	0	2	0	200,000 円	
（うち特定寄附）	0	3	0	0	
（イ）　法人その他の団体からの寄附	0	4	0	0	
（ウ）　政治団体からの寄附	0	5	0	800,000	
小　　計（(ア)+(イ)+(ウ)）	0	1	0	1,000,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	6	0	0	
イ　政党匿名寄附	0	7	0	0	
合　　計（小計+イ）	9	0	0	1,000,000	

11				15
1	1	0	4	0

（その６）

（６）その他の収入

10		12	摘　　要 27	86	金　　額 87	88 円	備　　考
			この頁の小計				
8	1	0	１件１０万円未満のもの		149		
9	0	0	合　　計		149		

11				15
1	2	0	0	0

（その７）

（７）寄附の内訳						寄附者の区分	個　人	
15		18	寄附者の氏名 27 86	金　額 87 98 円	年月日	住　所 99 122	職　業	備考
0	0	1	志太　勤	200,000	H25.7.10	東京都調布市 深大寺南町3-10-1	会社役員	
			この頁の小計	200,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合　計	200,000				

※　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

11				15
1	2	0	2	0

（その７）

（７）寄附の内訳					寄附者の区分	政治団体		
16		18	団体の名称 27	金額 87	年月日	主たる事務所の所在地 99	代表者の氏名	備考
0	0	1	改革フォーラム21	~~800,000~~ 円 ~~200,000~~	H25. 9. 13	東京都港区 六本木1-9-39　六本木フアーストプラザ1121	川島智太郎	
			〃	200,000	H25. 10. 15	〃 〃	〃	
			〃	200,000	H25. 11. 15	〃 〃	〃	
			〃	200,000	H25. 12. 16	〃 〃	〃	
			この頁の小計	800,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計	800,000				

※　同一の政治団体からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

11	13
3	0 0

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	14	15	金　　額	97	98	備　　考
1　経常経費						
（1）人件費	1 0 0 1 0		0	円		
（2）光熱水費	1 0 0 2 0		0			
（3）備品・消耗品費	1 0 0 3 0		0			
（4）事務所費	1 0 0 4 0		525			〃
小　計（(1)～(4)）	1 0 9 0 0		525			〃
2　政治活動費						
（1）組織活動費	2 0 0 1 0		0			
（2）選挙関係費	2 0 0 2 0		0			
（3）機関紙誌の発行その他の事業費	2 0 0 3 0		81,900			〃
ア　機関紙誌の発行事業費	2 0 0 4 0		0			
イ　宣伝事業費	2 0 0 5 0		81,900			〃
ウ　政治資金パーティー開催事業費	2 0 0 6 0		0			
エ　その他の事業費	2 0 0 7 0		0			
（4）調査研究費	2 0 0 8 0		0			
（5）寄附・交付金	2 0 0 9 0		1,000,000			〃
（6）その他の経費	2 0 1 0 0		0			
小　計（(1)～(6)）	2 0 9 0 0		1,081,900			
合　　計	2 0 9 9 9		1,082,425			〃

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	事務所費 ／ （ 事務管理費 ／ ）		
支出の目的	金　額 87 86 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計					
その他の支出	525 ／				
合　計	525 ／				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 （ 広告宣伝費 ）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
後援会事務所看板代	81,900円	H25.8.23	株式会社リョーイン	広島市西区観音新町4丁目8-4	
この頁の小計					
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 （ 寄附金 ）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
寄附	400,000円	H25.9.26	生活の党広島県参議院選挙区第1総支部	広島県尾道市久保２丁目26-2	
〃	600,000	H25.12.16	〃	〃	
この頁の小計	1,000,000				
その他の支出	0				
合　計	1,000,000				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

２　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

平成 26 年 2 月 14 日

政治団体の名称　佐藤公治後援会

会計責任者の氏名　安保忠徳　㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　　㊞

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

2　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。

政治資金監査報告書

平成26年1月24日

佐藤公治後援会
代表　吉田　大造　殿

登録政治資金監査人 秋山眞一郎 ㊞
登　録　番　号　第　3239　号
研修修了年月日　平成21年12月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、佐藤公治後援会の平成25年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、佐藤公治後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

3　業務制限

佐藤公治後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、佐藤公治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上